

## 第2号議案

平成25年度「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」について

平成25年度府立学校に対する指示事項及び平成25年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項の取組みの重点を次のように定める。

平成24年12月19日

大阪府教育委員会

<参考>

[趣旨]

- 1 府立学校の教育の指針とし、府立学校の校長及び准校長が平成25年度学校経営計画を作成するに当たり、平成25年度の取組みの重点を平成24年内に府立学校の校長及び准校長に示し、周知徹底を図るもの。
- 2 市町村教育委員会に対する指導・助言の基本方針として、周知徹底を図るもの。

[根拠規程]

大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

- 一 教育に関する基本計画の策定に関すること並びに重要な条例案の立案その他の委員会の事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助)

第四十八条 地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる

- 2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。
- 一 学校その他の教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
  - 二 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。
  - 三 学校における保健及び安全並びに学校給食に関し、指導及び助言を与えること。
  - 四 教育委員会の委員及び校長、教員その他の教育関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。
  - 五 生徒及び児童の就学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。
  - 六 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育の振興並びに芸術の普及及び向上に関し、指導及び助言を与えること。
  - 七 スポーツの振興に関し、指導及び助言を与えること。
  - 八 指導主事、社会教育主事その他の職員を派遣すること。
  - 九 教育及び教育行政に関する資料、手引書等を作成し、利用に供すること。
  - 十 教育に係る調査及び統計並びに広報及び教育行政に関する相談に関し、指導及び助言を与えること。
  - 十一 教育委員会の組織及び運営に関し、指導及び助言を与えること。

平成25年度（案）

# 府立学校に対する指示事項

～「大阪の教育力」の向上に向けて～

大阪府教育委員会



## ◆ 平成25年度の取組みの重点

### I 公私の切磋琢磨による高校の教育力の向上

#### 【「確かな学力」の育成】

- (1) 学習指導要領等を踏まえ、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着や自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」の育成を図るとともに、児童・生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望に応じた、特色ある教育課程の編成と魅力ある授業づくりに努め、一人ひとりの個性の伸長を図ること。

その際、生徒の学習意欲を高め「わかる授業」を実現するため、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）機器を積極的に活用するとともに、学校図書館の利用を進めること。

#### 【新学習指導要領の確実な実施】

- (2) 新学習指導要領が今年度から全面実施になったことを踏まえ、各学校においては、総則、各教科・科目、「総合的な学習の時間」、特別活動の指導を新学習指導要領に基づいて適切に行うとともに、学校や児童・生徒の状況に応じた教育課程の編成、指導計画等の作成や教員研修の充実を一層進めること。

また、言語活動や体験活動などの充実を引き続き努めること。

#### 【グローバル人材の育成】

- (3) これからの国際社会で通用する人材を育成するため、伝統や文化に対する理解はもとより、文化や習慣の違いを尊重する精神を育むとともに、コミュニケーション能力、問題発見・解決能力、論理的思考力や探究力を育成することが必要である。

特に、国際的共通語として中心的な役割を果たしている英語によるコミュニケーション能力の育成を図ること。その際、授業に言語活動を積極的に取り入れたり、資格取得を進めることなどに取り組むとともに、生徒の海外研修や国際交流の受け入れを積極的に行い、生徒に国際的な視野を育むよう努めること。

また、科学的な見方、考え方、表現力等を育成する観点から、仮説を立てて計画的に観察・実験を行い、その結果を整理し考察する学習活動や、科学的な概念を使用して考えたり説明したりする学習活動、探究的な学習活動などを取り入れ、理数教育を充実させること。

#### 【授業の質の向上】

- (4) 授業は学校の教育活動の中心をなすものであり、生徒にとって「魅力的な授業」「わかる授業」を実現するためには、各教員が主体的に授業を研究し、改善を図るとともに、学校として組織的に授業の質の向上に向けた取組みを進めることが重要である。

各学校においては、生徒等による授業アンケートを活用し、PDCAサイクルを踏まえた授業改善システムの確立を図ること。

なお、実施に当たっては、「高等学校授業評価ガイドライン【Ⅱ】」（平成25年1月予定）を活用すること。

#### 【学校の教育活動の積極的な情報発信】

- (5) 公立高校・私立高校の授業料無償化制度の導入や経済状況の悪化などに伴い、近年、公私間において生徒の流動化がみられる中、社会の変化やニーズに対応した教育内容の充実を図り、学校の特色づくり、魅力づくりを進めるとともに、積極的に学校情報を発信し、組織的効果的な広報活動を推進すること。

中学生（支援学校中学部生を含む）、保護者に対して、適切な進路情報を提供できるよう、学校説明会や体験入学等を、中学校と連携して実施すること。

学校説明に当たっては、生徒の興味・関心や適性・進路希望に応じた進路選択ができるよう各校の特色ある取組みの周知を進めるとともに、積極的に中学校訪問を行うこと。

## Ⅱ 障がいのある子どもの自立支援

### 【「ともに学び、ともに育つ」教育の推進】

- (6) 障がいのある幼児・児童・生徒が地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生きるために、支援学級・支援学校のみならず、幼稚園、小中学校の通常の学級や高校等での多様な学びの場を用意するとともに、障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒が、相互理解を深め、いきいきと学校生活を送ることが出来る「ともに学び、ともに育つ」教育を全ての学校において推進する必要がある。

府立学校においては、学習指導要領を踏まえ「交流及び共同学習」を計画的、組織的に継続して実施し、ともに助け合い、支え合って生きていく大切さを学ぶ機会を設けること。

また、府立高校に障がいのある生徒が多く在籍することから、自立支援推進校・共生推進校の成果を共有し、障がいのある生徒の実態に即した学習機会の充実と仲間づくりに取り組むこと。

### 【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】

- (7) 全ての府立学校においては、「特別支援教育の推進について」（文部科学省初等中等教育局長平成19年4月通知）を踏まえ、発達障がいを含む障がいのある幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、将来の自立、社会参加をめざした効果的な指導・支援の充実を図ること。

府立高校においては、障がいのある生徒に対する適切な指導・支援を図るため、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を活用し、校内支援体制を充実するとともに、学校生活や授業で「困り感」を有する生徒の心情に寄り添って、個々の状況やニーズを把握しながら、「わかる」授業づくりに努めること。そのために、関係機関や支援学校等の助言又は援助を活用しながら「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成・活用すること。

府立支援学校においては、校内体制づくりや地域の関係機関との連携を一層進め、地域支援室の設置等、相談体制の整備に努めるなど、地域における支援教育のセンター的機能の充実を図ること。

### 【就労を通じた社会的自立をはじめとする自己実現や社会参加を促進する教育の充実】

- (8) 府立学校においては、卒業後の自立と社会参加をめざし、幼児・児童・生徒の障がいの状態、地域や学校の実態等を考慮しつつ、一人ひとりのニーズに応じたキャリア教育の充実を図ること。

障がいのある生徒が将来の進路を主体的に選択できるよう、各教科の学習の他、特にインターンシップや職場見学等の体験学習の充実に努め、早い段階から、計画的・総合的に進めること。

また、進路に関する適切な情報を本人・保護者に提供するなど、進路指導を充実するとともに、「個別の教育支援計画」を踏まえた関係機関との連携を在学中から促進すること。

府立支援学校においては、「これからの大阪の教育がめざす方向について」（学校教育審議会答申平成20年7月）を参考に、高等部教育課程の改善充実に努め、特色ある高等部づくりをめざすこと。その際、社会のニーズや大阪の産業特性を踏まえ、職業コースや地域・企業と連携した教育課程の編成等、就労支援やキャリア教育の観点を含めた高等部の在り方について見直しを行うこと。

## Ⅲ 豊かな人間性のはぐくみ

### 【心の教育の充実】

- (9) 子どもたちに、人間尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、規範意識、自ら律し他人を思いやる心、公正な判断力、公共の精神、伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛する心など、豊かな人間性を育むことが必要である。そのため、学校においては、道徳教育を推進するとともに、家庭・地域と十分連携を図りながら、全ての教育活動を通じて実践的な取組みを進め、子どもたちの豊かな心を育てるように努めること。

### 【キャリア教育の充実】

- (10) 生徒が夢や志を持って、自己の可能性を伸ばし、よりよい社会を創っていかこうとする態度を育むとともに、自らの人生や新しい社会を切り拓く力の育成に努めることが必要である。

今般、経済状況の影響を受けて、進路をめぐる環境が大きく変化する中で、働くことの意義を見出せない若者や進学・就職の希望がかなえられない若者が増加している状況を踏まえ、生徒が望ましい勤労観・職業観を身に付け、主体的に進路を選択し、将来、社会人・職業人として、また納税者として自立できるよう、キャリア教育を学校の教育計画に位置付けること。

その際、規範意識やコミュニケーション能力等、幅広い能力の育成を図るなど、入学時から教育活動全体を通じて組織的・計画的な指導を行うとともに、正規雇用をめざす意識の醸成と就職支援が行えるよう進路指導体制を整えること。

また、実践的な職業教育を通じて資質や能力を高めるよう努めること。

### 【人権尊重の教育の推進】

- (11) 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。また、児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。

また、支援を要する幼児・児童・生徒に対する指導等に当たっては、人権尊重の視点に立って、組織的に対応するよう校内指導体制を整備すること。特に教職経験年数の少ない教職員に人権教育の成果を継承できるよう研修に努めること。

なお、「いじめ」は重大な人権侵害事象であることを踏まえ、いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを十分認識し、校内相談体制の充実を図ること。あわせて、未然防止、早期発見が重要であることから、アンケート調査等を行うなどいじめの実態を的確に把握すること。また、生起したいじめに対しては、事実を正確に把握した上で迅速かつ適切に対応し、事象の態様に応じて関係機関とも連携した組織的な指導・支援を図ること。

### 【読書活動の推進】

- (12) 読書は「生きる力」に不可欠な表現力や創造力を育むため重要なものであり、学校での読書活動を一層推進すること。その際、学校図書館の運営体制の整備、図書ボランティアや公立図書館との連携等、学校・家庭・地域の連携を進めることにより、子どもの読書活動の推進を図ること。

### 【情報リテラシーの育成】

- (13) 情報ネットワークの発展により、誰もが自由に情報を収集、発信できる環境が急速に普及した反面、ネットワーク上の有害情報や悪意のある情報が発信されているという現状を踏まえ、インターネットや携帯電話の利用等、児童・生徒の活用状況を把握し、情報の取扱いについての基礎的な資質や能力を養うよう指導すること。

その際、情報社会における正しい判断や望ましい態度、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術及び健康への意識といった情報モラルの育成にも努めること。とりわけ、携帯電話やネット上のいじめ等の課題解決に向け、校内での原則使用禁止をはじめ、学校における指導方針の周知を徹底するとともに、携帯電話使用をめぐる危険性を認識し、その対応や過度の依存を防止するための総合的な取組みを行うこと。

### 【中退防止の推進】

- (14) 中途退学の防止についてはこれまで、不本意入学の防止、生徒指導の充実、学習指導の充実に3つの基本として取り組んできたところである。

平成23年度の中退率は前年度より0.1ポイント上昇したものの、2.0%を下回る水準となっている。しかしながら、全国平均と比べると依然として高い数値となっていることを踏まえ、引き続き従来の取組みに加え、「中退の未然防止のために」（平成22年3月）を活用し、中高連携・人間関係づくり・基礎学力の充実に重点を置いて取組みを推進すること。また、自らの生き方を考えさせるキャリア教育の視点からの取組みも実施すること。

### 【不登校生徒への対応充実】

- (15) 大阪府の不登校の割合は全国平均と比較して高くなっており、不登校から留年や中途退学に至る生徒も多いことを踏まえ、実態を的確に把握して原因を明らかにするとともに、臨床心理士等を活用した校内相談体制の充実に図り、家庭や出身中学校、地域、府教育センター及び高等学校適応指導教室（平成23年6月開室）などの関係機関や外部機関とも連携しながら生徒の状況に応じた取組みを推進すること。

### 【国旗・国歌の指導】

- (16) 入学式や卒業式等においては、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるよう指導すること。

また、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導するとともに、「望ましい形」となるよう努めること。

その際、「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」が制定されたことも踏まえ、入学式及び卒業式等国旗を掲揚し国歌斉唱が行われる学校行事において、教職員は府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱すること。



## IV 健やかな体のはぐくみ

### 【薬物乱用防止の取組み】

- (17) 覚せい剤・大麻等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付けるとともに、指導計画を策定し、学校薬剤師や警察官等の専門家などによる薬物乱用防止教室を年1回以上開催するほか、授業をはじめ、学校教育活動全体を通じて取り組むとともに「大阪府薬物の濫用防止に関する条例」（平成24年12月1日施行）を踏まえ、「違法ドラッグ」の危険性についても理解させること。

## V 教員の資質向上

### 【教職員の組織的・継続的な育成】

- (18) 校長のリーダーシップのもと、教職員を組織的・継続的に育成することが重要であるため、首席や指導教諭等を活用し、日常的なOJTの推進に努めること。特に、多くの教職員が退職・採用される状況を踏まえ、これまでの大阪の教育を継承し、様々な教育課題に対応するため、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質・能力の向上を図ること。また、府教育センター研修の活用などにより、管理職の養成を視野に入れた学校運営の中核を担うミドルリーダーの育成を図ること。

### 【人権意識の向上（体罰やセクシュアル・ハラスメント）】

- (19) 教職員は、常に人権意識を持って生徒指導に当たるとともに、児童・生徒に対する体罰やセクシュアル・ハラスメントについては、断じて許すことのできない重大な人権侵害であるとの認識のもと、その未然防止のための学校体制を確立すること。

### 【より適正な教員評価】

- (20) 「教職員の評価・育成システム」について、教職員の理解を一層深めるとともに、その円滑な実施により教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化に努めること。  
授業を行う教員の評価に当たっては、校長は、生徒又は保護者による授業アンケートの結果や教員の授業観察、年間を通じての職務への取組状況の把握を行うことで、より客観性を確保した評価を行うとともに、教員に対する指導育成に努めること。

### 【「指導が不適切である」教員への対応】

- (21) 校長は、授業観察等により「指導が不適切である」と思われる教員の状況把握を的確に行うとともに、当該教員への適切な指導・助言、校内研修の実施など、校内におけるサポート体制を整備し、その充実を図ること。その際に、府教育委員会に設置した「教員評価支援チーム」及び府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用し、早期改善に努めること。  
また、校長は、指導改善研修が必要であると判断した場合には、府教育委員会に申請し、その対応方法について十分連携すること。  
新規採用教職員については、指導・育成を図るとともに、条件附採用の趣旨を踏まえて厳格に対応すること。

## VI 学校の組織力向上と開かれた学校運営

### 【PDCAサイクルによる学校経営の確立】

- (22) 校長は、学校経営に当たりリーダーシップを十分に発揮し、「学校組織運営に関する指針」（平成18年12月施行、平成22年12月改訂）に基づく学校運営を行うこと。その際、めざす学校像の実現に向けて、中期的目標（3か年）を踏まえ、当該年度の重点目標を示した「学校経営計画及び学校評価」と、それに基づき当該年度の教育活動の具体的な方針を示した「学校教育計画」を策定し、PDCAサイクルによる学校経営を推進すること。

### 【保護者・地域ニーズの学校経営への反映】

- (23) 校長は、自校の教育目標を踏まえ、中・長期的な展望に立った教育活動を進めるとともに、中期的目標の進捗状況及び年度重点目標の実現度を診断するなど、成果の検証を行うこと。その際、大阪府立学校条例（平成24年4月1日施行）の趣旨を踏まえ、学校教育自己診断や学校協議会等を活用して、保護者や地域の住民その他の関係者の意向を的確に把握し、学校運営に適切に反映するよう、学校運営体制の整備・充実に努めること。

### 【学校におけるICT活用の推進】

- (24) 幼児・児童・生徒と向き合う時間を確保するため、ICTの活用により、一層の情報の共有化と校務の効率化を推進すること。また、全ての教員が授業においてICTを活用できるよう、校内研修を実施すること。

### 【入学者選抜の厳正な実施】

- (25) 平成24年度選抜において、合否判定の過誤が生じたことを踏まえ、二度と同じミスを起こさないよう、各校での選抜事務の点検をすること。  
今までの点検項目に加えて、入学者選抜事務点検マニュアルの改善点である「役割分担及び作業系統を明確にし、原則としてあらかじめ決定している分担以外の作業は行わないこと」「電子データやコンピュータの厳重な管理体制を確立すること」「すべての作業について複数名で行い、必ず二度以上の点検を行うこと」を厳守し、選抜事務の点検体制を確立すること。

### 【個人情報の適正な管理】

- (26) 度重なる個人情報流失事案を踏まえて、個人情報の適正な管理・保管については、府教育委員会が周知した「個人情報の適正な管理等について」（平成24年6月）を徹底するとともに、「個人情報の適正な管理・保管について」（平成16年6月）を踏まえ、鍵のかかる場所への保管、緊急やむを得ない場合を除き、個人情報の持ち出し禁止などのルールの徹底を図ること。

## Ⅶ 安全で安心な学びの場づくり

### 【生命尊重の取組み】

- (27) 全国的に児童・生徒の自殺、児童・生徒による犯罪や事件、及び児童・生徒が被害者となる事件・事故など、重篤な事象が生起していることを踏まえ、児童・生徒が自ら命を絶ったり、犯罪の被害者や加害者になったりすることのないよう、あらゆる教育活動を通じて、生徒相互が気持ちを伝え合う環境を醸成するとともに、互いに違いを認め合い、「命を大切にする心」や自尊感情を育てる人権教育について、計画的・総合的に取り組むこと。また、児童・生徒の精神疾患等メンタル面も含めた生活全般について状況把握を適切に行い、相談体制の充実等に取り組むこと。

### 【児童虐待防止の取組み】

- (28) 児童相談所における児童虐待の相談対応件数が全国的に増加しており、大阪においても深刻な状況となっている。教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、未然防止、早期発見、早期対応に努めること。とりわけ、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センターまたは市町村児童虐待担当課等へ通告し、継続的に支援すること。そのために「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止指針のてびき～」(平成23年3月改訂)等を教職員へ周知徹底すること。

### 【防災教育の取組み】

- (29) 東日本大震災の教訓を踏まえ、火災のみならず、学校の実態に応じ、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練を行なうなど、児童・生徒が自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実を図ること。また、防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図ることや危機管理マニュアルの見直しを行うなど災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

## Ⅷ 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援

### 【家庭教育支援の充実】

(30) 将来親になる世代である児童・生徒に対して、学校の授業等において、親学習の推進を図るとともに、府教育委員会が実施する親学習に関する教職員研修に積極的に参加すること。

また、保護者の主体的な学びを促進し、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力の向上を図るため、PTA研修等の場を活用した親学習の実施に努めること。

これらの実施に際しては、府教育委員会作成の親学習教材「『親』をまなぶ・『親』をつたえる」（平成21年3月増補）を活用するとともに、必要に応じ地域人材等との効果的な連携を図ること。





大阪「こころの再生」府民運動  
～大阪あったかプロジェクト～

平成25年度（案）

## 市町村教育委員会に対する指導・助言事項

～「大阪の教育力」の向上に向けて～

大阪府教育委員会





## ◆平成25年度の実践の重点

### I 小中学校の教育力の充実

#### 【学習指導要領の確実な実施】

- (1) 各学校においては、学習指導要領を踏まえ、地域や学校、児童生徒の実態等を的確に把握し、それをもとに、学校の教育課題を明確にし、教育目標や各教科等の目標を設定すること。

また、それらの目標の実現をめざして、適切な教育課程を編成し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施すること。

その際、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うよう努めること。

#### 【学力向上の実践の充実】

- (2) 確かな学力の育成に当たっては、その目標を実現できるよう指導計画を立て、学力や学習状況に関する調査の結果を活用するなど、児童・生徒の学習の状況を詳細に把握し、目標に準拠した評価等を通じて、その成果と課題を明確にしながら実践を進め、改善を図るPDCAサイクルを確実に機能させるよう指導すること。その際、校内会議や研修等を計画的に開催するなど、組織体制を有効に機能させるよう指導すること。

また、学習指導に当たっては、児童・生徒の習熟の程度に応じた指導を推進するなど、指導形態や指導体制を工夫し、個に応じた指導を一層充実するとともに、落ち着いた学習環境の醸成に向け、学校全体で学習規律の確立に努めるよう指導すること。

加えて、府教育委員会が提供している学習教材の活用や、10分程度の短い時間（モジュール）を活用した反復学習等にも積極的に取り組むよう指導すること。

#### 【学習評価の改善】

- (3) 学習評価を行うにあたっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、学習指導の在り方を見直すとともに、学校における教育活動の組織的な改善に結びつけること。

とりわけ中学校においては、今後の府立高校入学者選抜制度における調査書の見直しにともない、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）の説明責任がより求められることを踏まえ、府が作成する参考資料等をもとに各学校・市町村等で適切な評価基準の作成や学習評価に関わる研修の実施等の実践を進めること。

#### 【英語教育の充実】

- (4) 義務教育終了段階で、身近な事柄について、英語を使ってコミュニケーションを図ることができる生徒の育成をめざすこと。

そのため、小学校の外国語活動では、外国語の音声やリズムなどに慣れ親しませる体験活動を充実し、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成すること。

また、中学校の外国語（英語）では、小学校における外国語活動の内容を踏まえた上で、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4つの領域をバランスよく指導するとともに、学んだ英語を実際に活用する場面を設定するなど言語活動の充実や指導方法の工夫改善に積極的に取り組むことで、コミュニケーション能力の基礎を養うこと。

その際には「使える英語プロジェクト事業」で作成した「英語を使う なにわっ子育成プログラムⅠ」等を活用して中学校区で一貫性のある学習到達目標を作成し、学校間の交流や効果的な研修に努め、英語教育の充実を図ること。

**【情報活用能力の育成】**

(5) 情報ネットワークの発展により、誰もが自由に情報を収集、発信できる環境が急速に普及する中課題や目的に応じて情報を適切に扱うことのできる情報活用能力を高める授業を展開するよう指導すること。

その際、自他の権利を尊重し自分の行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できること、情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなど、情報モラルの育成にも努めること。

**Ⅱ 障がいのある子どもの自立支援**

**【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】**

(6) 支援教育の推進に当たっては、「ともに学び、ともに育つ」教育を継承し、より一層発展させること。

発達障がいを含む障がいのある全ての幼児・児童・生徒一人ひとりの自立に向けた取組みを充実すること。その際、全教職員の共通理解のもと、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援を学校全体で図ること。

また、全ての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発をより一層推進させること。

### Ⅲ 豊かな人間性のはぐくみ

#### 【心の教育の充実】

- (7) 児童・生徒の豊かな人間性をはぐくむため、人間尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、自らを律し他人を思いやる心、規範意識、公共の精神、社会の形成に参画する態度などを養う取組みや、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献する態度を養うなど、平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚や忍耐力・責任感を育てる取組みを進めること。

#### 【キャリア教育の推進】

- (8) 児童・生徒が目標を持ち、志をたて、よりよい社会を創っていかこうとする態度を養うとともに、自己の可能性を伸ばし、自らの人生や新しい社会を切り拓くために必要な能力の育成に努めることは重要である。

そのため、「大阪府キャリア教育プログラム」（平成23年3月）等に基づき、児童・生徒が、望ましい勤労観・職業観を育み、将来社会人として自立し、主体的に進路を選択できるよう、教育活動全体を通じて、小学校段階から児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的に行うよう指導すること。また、府教育委員会が作成した「夢や志をはぐくむ教育」（平成22年3月、平成23年3月）の活用を図ること。

#### 【人権尊重教育の推進】

- (9) 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。また、児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。

また、支援を要する幼児・児童・生徒に対する指導等にあたっては、人権尊重の視点に立って、各学校が組織的に対応するよう指導すること。

さらに、教職経験年数の少ない教職員に人権教育の成果を継承できるよう研修に努めること。

#### 【読書活動の推進】

- (10) 読書は「学ぶ力」や「豊かな心」を育むため重要なものであり、子どもの発達段階に応じた読書活動を一層推進すること。その際、子どもの自主的な読書活動が行われるよう、学校・家庭・地域の連携による「読んでみたいと思う本がある」「本を紹介する人がいる」という読書環境づくりを進めること。

### 【いじめの防止】

- (11) いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題である。学校においては、いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識し、常に、いじめの実態を的確に把握し、未然防止、早期発見に努めるとともに、生起したいじめに対しては、「いじめは絶対許されない」との強い決意のもと、事実を正確に把握した上で、迅速かつ適切に対応すること。

深刻な事態に至る恐れがあるいじめ等については府教育委員会へ速やかに報告するとともに、平成24年府教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」（いじめ対応プログラムの補助資料）等も活用し、事象の態様に応じて関係機関やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家との連携を行うなど組織的な対応を図るよう指導すること。

特に、障がいのある児童・生徒に対するいじめ等の人権侵害事象が生起していることを踏まえ、人権教育を基盤として、障がい者理解教育、支援教育などの活動が、障がいのある児童・生徒をはじめ、全ての児童・生徒の信頼関係を育む取組みとなっているか点検すること。

また、児童・生徒が相談しやすい体制を構築するとともに、児童・生徒自らでいじめを乗り越える力を引き出すこと（エンパワメント）と集団づくりに努めるよう指導すること。

さらに、近年、増加傾向にある携帯電話等を活用したネット上への誹謗中傷の書き込み等の課題解決に対しては、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動等を行うとともに、必要に応じて「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」と連携し対応すること。

### 【問題行動への対応】

- (12) 問題行動の減少のためには、その対応だけに限らず、全ての児童・生徒に対し社会的資質や行動力を高める指導や援助が必要である。そのために、児童・生徒との信頼関係を築くとともに、全教職員が一致協力した生徒指導体制のもと、児童・生徒の自己指導能力の育成を図る取組みを進めること。

なお、児童・生徒を取り巻く環境の改善に向け、市町村の福祉部局や地域人材との連携を図るなど福祉的視点を踏まえた取組みを進めること。特に、暴力行為の減少には、児童・生徒の規範意識の向上を図る取組みや、毅然とした生徒指導を行い、状況に応じて、校種間や関係機関等とのネットワークを活用し、専門家や地域人材等外部人材も含めたチームによる支援の観点も踏まえた取組みを推進するよう指導すること。

### 【不登校児童・生徒への支援】

- (13) 不登校支援については、未然防止、早期発見、早期対応に努めること。その際、スクールカウンセラーなどを活用し、相談体制の充実を図るとともに、継続的な支援を推進するよう指導すること。とりわけ、中学校3年時に長期にわたり不登校状態にある生徒の主体的な進路選択への支援に努めるよう指導すること。

また、児童・生徒を取り巻く環境の改善に支援が必要な場合等は、スクールソーシャルワーカー等を活用し、福祉機関等との連携を図ること。

### 【国旗・国歌の指導】

- (14) 入学式・卒業式においては、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるという意義を踏まえ、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導の徹底を図ること。

その際、「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」の趣旨を踏まえ、教員は教育公務員として府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱するよう指導すること。

## IV 健やかな体のはぐくみ

### 【薬物乱用防止の取組み】

- (15) 覚せい剤・大麻等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付けるとともに、指導計画を策定し、授業をはじめ学校教育活動全体を通じて取り組むこと。とりわけ、中学校においては、学校薬剤師や警察官等の専門家などによる薬物乱用防止教室を年1回以上開催するよう指導するとともに「大阪府薬物の濫用防止に関する条例」（平成24年12月1日施行）を踏まえ、「違法ドラッグ」の危険性についても理解するよう指導すること。

### 【体力づくりの取組み】

- (16) 子どもの体力・運動能力は回復傾向にあるものの依然として低水準にあり、特に運動する子としない子の二極化が顕著である。  
そのため、学校における体育活動を活性化する取組みや地域・家庭でスポーツ活動に親しむ機会を増やすことにより、児童生徒の運動習慣をはぐくみ、体力づくりを図るよう指導すること。

### 【食に関する指導の充実】

- (17) 中学校給食の実施率が全国平均より低いことを踏まえ、引き続き、中学校給食の普及・充実の取組みを推進すること。  
なお、学校給食実施に当たっては、栄養教諭を活用するなど、食に関する指導の積極的な取組みを図り、大阪の教育力の向上につなげるよう努めること。

### 【生活習慣の確立】

- (18) 学校・家庭・地域及び関係機関が連携して「3つの朝運動」（朝食・あいさつ・朝読書）等を行うことにより、望ましい食習慣の形成をはじめ、就寝・起床時間、家庭学習等、子どもたちの生活リズムの確立・向上に向けた取組みを推進すること。

## V 教員の資質向上

### 【教職員の組織的・継続的な育成】

(19) 校長のリーダーシップのもと、教職員を組織的・継続的に育成することが重要であるため、首席や指導教諭等を活用し、日常的なOJTの推進に努めること。特に、多くの教職員が退職・採用される状況を踏まえ、これまでの大阪の教育を継承し、様々な教育課題に対応するため、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図るよう指導すること。

また、首席・指導教諭等を軸に学校運営の中心となるミドルリーダーの育成に努めること。首席・指導教諭については、学校や地域の実情に応じて配置の拡充に努めるとともに、その有効活用を図ること。

### 【体罰防止の取組み】

(20) 体罰は法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないということを教職員一人ひとりに周知徹底するよう指導すること。

その際、平成19年に障がいのある児童・生徒への対応等を盛り込み改訂した「体罰防止マニュアル」（府教育委員会Webページに掲載）「不祥事予防に向けて（改訂版）」（平成22年9月）等の活用を図ること。

### 【より適正な教員評価】

(21) 「教職員の評価・育成システム」について、教職員の理解を一層深めるとともに、その円滑な実施により教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化に努めること。

授業を行う教員の評価に当たっては、校長が、生徒又は保護者による授業アンケートの結果や教員の授業観察、年間を通じての職務への取組状況の把握を行うことで、より客観性を確保した評価を行うとともに、教員に対する指導育成に努めるよう指導すること。

### 【「指導が不適切である」教員への対応】

(22) 市町村教育委員会は、校長等の授業観察等により「指導が不適切である」と思われる教員の的確な状況把握を行い、校長に対する適切な指導・助言、校外研修の実施など、実効性のあるシステムの運用に努めること。その際、府教育委員会に設置した「教員評価支援チーム」及び府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用すること。

また、指導改善研修の必要があると判断した場合は、府教育委員会に申請し、その対応方法について十分連携すること。

新規採用教職員については、指導・育成を図るとともに、条件附採用の趣旨を踏まえ厳格に対応すること。

## VI 学校の組織力向上と開かれた学校運営

### 【PDCAサイクルに基づく学校経営の推進】

(23) 各学校においては、校長のリーダーシップのもと、児童・生徒の実態等を踏まえた実効性のある計画に基づいた教育実践を展開するとともに、教育活動その他の学校運営について自律的・継続的に改善を行うために、学校評価を実施し、PDCAサイクルに基づいた学校経営の推進に努めるよう指導すること。

また、学校教育自己診断や学校協議会等を活用して保護者や地域の意見を学校運営に生かすなど、学校運営体制の整備・充実に努めるよう指導すること。

## Ⅶ 安全で安心な学びの場づくり

### 【生命尊重の取組み】

- (24) 全国的に児童・生徒の自殺、児童・生徒による犯罪や事件、及び児童・生徒が被害者となる事件・事故など、重篤な事象が生起していることを踏まえ、児童・生徒が自ら命を絶ったり、犯罪の被害者や加害者になったりすることのないよう、あらゆる教育活動を通じて、生徒相互が気持ちを伝え合う環境を醸成するとともに、互いに違いを認め合い、「命を大切に作る心」や自尊感情を育てる人権教育について、計画的・総合的に取り組むこと。
- また、児童・生徒の精神疾患等メンタル面も含めた生活全般について状況把握を適切に行い、相談体制の充実等に取り組むこと。

### 【学校安全の取組み】

- (25) 幼児・児童・生徒が学校園内外において不審者等から危害を受けることなく安心して生活できるよう、学校園・地域の実情や子どもの実態に応じた適切な対策を講じること。
- 特に、「子どもの安全見まもり隊」等の地域の学校安全ボランティアと連携するなど、地域で子どもたちを守るという視点から幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うよう指導すること。
- また、登下校時の通学路については、「通学路における緊急合同点検」（平成24年実施）の結果を踏まえ、地元警察、道路管理者等関係機関と連携し、危険箇所における安全対策を実施するとともに、一層の安全確保を図るよう努めること。

### 【児童虐待防止の取組み】

- (26) 児童相談所における児童虐待の相談対応件数が全国的に増加する中、死亡に至る重篤な事案も後を絶たないなど、深刻な状況となっている。教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、早期発見、早期対応に努めるよう指導すること。
- 特に、早期発見の観点から、欠席が継続している児童・生徒に対して、定期的な安全確認を行うこと。とりわけ、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センター又は市町村児童虐待担当課等へ通告し、継続的に支援すること。その際、「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」(平成23年3月改訂)等を教職員へ周知徹底するよう指導すること。

### 【防災教育の取組み】

- (27) 東日本大震災の教訓を踏まえ、火災のみならず、学校の実態に応じ、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練を行なうなど、児童・生徒が自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実を図ること。
- また、防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図ることや危機管理マニュアルの見直しを行うなど災害に備えた危機管理体制の確立を図るよう指導すること。



## VIII 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援

### 【教育コミュニティづくりの活性化】

- (28) 子どもたちの生きる力を育むとともに、学ぶ力の向上をめざし、「地域教育協議会（すこやかネット）」のこれまでの成果を踏まえ、家庭と地域が一体となって、教育の拠点である学校と協働し、学校支援地域本部や、おおさか元気広場、家庭教育支援の取り組みなどを進めることにより、学校・家庭・地域をつなぎ、地域の大人との「ナナメの関係」の中で子どもたちが健やかに育つ「教育コミュニティ」のさらなる活性化に努めること。

### 【家庭教育支援の充実】

- (29) 保護者のエンパワメントと身近な地域において家庭教育を支えるネットワークの構築を図るため、家庭教育に関する啓発や学習機会の提供、孤立しがちな保護者への働きかけなどにより、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力の向上に努めること。

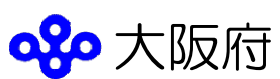
### 【幼児教育の推進】

- (30) 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期から児童期、青年期へと続く子どもの発達を見通し、子どもの生きる力の基礎を培うため、幼稚園、保育所、学校、家庭、地域の協働による総合的な幼児教育の充実を図ること。

その際、各市町村においては大阪府の「幼児教育推進指針」（平成 22 年改定）の趣旨を踏まえ、協議会等の設置により関係部局等との連携を図り、幼児教育のプログラムの策定や見直しを行うなど、地域の実情に応じた幼児教育推進のための具体的な取り組みを行うよう指導すること。



大阪「こころの再生」府民運動  
～大阪あったかプロジェクト～



教育委員会事務局市町村教育室小中学校課 平成 25 年 2 月発行  
〒540-8571 大阪市中央区大手前二丁目 TEL06(6941)0351  
ホームページアドレス <http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoikusomu/homepage/index.html>  
電子メール [shichosonkyoiku@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shichosonkyoiku@sbox.pref.osaka.lg.jp)